



# 島根県報

平成18年 1月13日 (金)  
第 1,742 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示		
島根県卸売市場整備計画の公表	(しまねブランド推進課)	1
県営土地改良事業計画の変更(3件)	(農村整備課)	1
換地計画書の縦覧	( " )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(森林整備課)	3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経営支援課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧(3件)	(環境生活総務課)	6
公共測量の終了	(用地対策課)	7
新規採用警察官用制服の製造請負に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	8
モバイルパソコン・セキュリティ対策ツールの購入に係る一般競争入札の実施	( " )	10
放置駐車管理用携帯端末装置11式の購入に係る一般競争入札の実施	( " )	11
特定調達公告		
集合教育用運転シミュレーター式の購入に係る一般競争入札の落札者等	(警察本部)	13
島根県警察情報ネットワーク端末装置等賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	( " )	13
教委告示		
島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定	(古代文化センター)	14
正 誤		
平成17年12月13日付け島根県報第1,735号中	(道路維持課)	14

## 告 示

### 島根県告示第23号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第6条第1項及び第2項並びに卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第5条の規定により、島根県卸売市場整備計画(第8次計画)を平成17年12月28日に定めたので別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県しまねブランド推進課及び水産課、隠岐支庁、各農林振興センター並びに各水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、やさかの里地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。  
平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
やさかの里地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
浜田市役所

島根県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、やさかの里地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。  
平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
やさかの里地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
浜田市役所

島根県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、やさかの里地区を受益地域とする暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。  
平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
やさかの里地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所  
浜田市役所

島根県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（日原）地区木の口工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年 1 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年 1 月13日から21日間

3 縦覧の場所

津和野町役場

島根県告示第28号

平成17年島根県告示第1,252号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 1 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住所
浜田	弥栄	小坂	260	三浦麻一 三浦時治	浜田市弥栄町小坂243
			261		
			262		
			262 - 1		
			262 - 2		
			262 - 3		
			262 - 4		
			262 - 5		
			263		
			264		
			264 - 1		
			265		
			946 - 1		
			946 - 4		
			940		

		940 - 1		
--	--	---------	--	--

島根県告示第29号

平成17年島根県告示第1,253号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住所
浜田	弥栄	木都賀	イ2022 - 2	児玉一人	浜田市弥栄町木都賀イ1121 - 1
			イ2199		
			イ2201	栗栖和司	松江市東津田町1134
			イ2202		
			イ2203		
イ2204					

島根県告示第30号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

三隅町加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第31号

平成17年島根県告示第1,089号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店出雲店 島根県出雲市高岡町1237 - 1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚正 島根県益田市下本郷町206番地5

3 意見の概要

騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対処し、その解決に全面努力すること。

4 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課 (島根県出雲市今市町109 - 1 )

5 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第32号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町郡1846番 1 地先から同町亀嵩91番 3 地先まで	前	メートル 6.00 ~ 29.00	メートル 2,130.00	交通安全工事 拡幅	
			後	11.00 ~ 39.00	2,130.00		
"	"	仁多郡奥出雲町下阿井1493番 1 地先から同1763番 4 地先まで	前	A	6.00 ~ 30.00	259.50	木次土木建築事務所仁多土木事業所 ダブルウェイ解消 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
				B	25.00 ~ 39.00	272.00	
			後 B	25.00 ~ 39.00	272.00		
"	184号	出雲市佐田町八幡原1225番 8 地先から同966番26地先まで	前	8.80 ~ 11.00	41.00	交通安全工事 拡幅	
			後	11.00 ~ 12.00	41.00		
"	"	出雲市佐田町八幡原966番26地先から同764番地先まで	前	7.00 ~ 17.80	672.80	出雲土木建築事務所 交通安全工事 拡幅	
			後	9.50 ~ 20.60	672.80		
"	"	出雲市佐田町反辺1652番11地先から同町八幡原850番 2 地先まで	前	6.80 ~ 21.00	442.00	交通安全工事 拡幅	
			後	8.00 ~ 34.00	442.00		
県 道	川本波多線	飯石郡飯南町志津見121番 1 地先から同351番 1 地先まで	前	A	8.00 ~ 95.00	1,851.00	木次土木建築事務所 ダブルウェイ解消 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 一部町道移管
				B	11.00 ~ 53.00	568.00	
			後 B	11.00 ~ 53.00	568.00		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 八雲総合サービス協会

3 代表者の氏名

石倉 勲

4 主たる事務所の所在地

松江市八雲町西岩坂3856番1

5 定款に記載された目的

この法人は、松江地域に住む人たちとこの地域のまちづくりに関わる人たちに対し、環境保全や都市・農村交流などをテーマにしたまちづくりの推進を図る活動を行うとともに、少子高齢社会を迎え、高齢者の雇用機会の拡充や、在宅高齢者・障害者に対する生活支援活動、世代間交流活動などをとおして、緑と心豊かに元気あふれる地域づくりに貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議

3 代表者の氏名

高橋泰子

4 主たる事務所の所在地

大田市大田町大田イ376番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日本における伝統的農林漁法を継承する農林漁業者とともに、自然再生促進法に鑑みた里地・里山特有の文化的景観および生物多様性の保全をめざす。また、その実現のため都市と農村との人的・物的交流に関する事業を行い、循環型社会の再構築・コミュニティの再編・地域活性化および人づくりに寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 申請のあった年月日

平成17年12月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 納川の会

## 3 代表者の氏名

河村政二

## 4 主たる事務所の所在地

大田市大森町八48番地 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、住環境の改善、地域コミュニティの形成と振興、文化芸術の振興等、よりよい環境づくりに関する事業、その他まちづくり全般に資する事業を行い、田舎で快適に暮らそうとする人々に対し、喜びや楽しみを与えることにより、地域社会はもとより社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、平成17年

11月30日に終了した旨出雲市白枝北土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成18年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量、出来形確認測量）

2 作業期間

平成17年10月11日から平成17年11月30日まで

3 作業地域

出雲市白枝町字吉丁田地内（出雲市白枝北土地区画整理事業地内）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年1月13日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

新規採用警察官用制服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

男性警察官用冬服上衣	島根県警察仕様	82着
"    冬ズボン	"	82本
"    冬活動服	"	41着
"    合服上衣	"	82着
"    合ズボン	"	82本
"    合活動服	"	41着
"    合・冬ワイシャツ	"	246着
"    夏服上衣半袖	"	82着
"    夏服上衣長袖	"	41着
"    夏ズボン	"	82本
女性警察官用冬服上衣	"	14着
"    冬スカート	"	14着
"    冬ベスト	"	14着
"    冬ズボン	"	14本
"    冬活動服	"	7着
"    合服上衣	"	14着
"    合スカート	"	14着
"    合ベスト	"	14着
"    合ズボン	"	14本
"    合活動服	"	7着
"    合・冬ワイシャツ	"	42着
"    夏服上衣半袖	"	14着
"    夏服上衣長袖	"	7着

”	夏スカート	”	14着
”	夏ベスト	”	14着
”	夏ズボン	”	14本
女性警察官用合服上衣	”	28着 (採寸用ゲージ服)	
”	合スカート	”	28着 ( ” )
”	合ベスト	”	28着 ( ” )
”	合ズボン	”	28本 ( ” )
”	合活動服	”	12着 ( ” )

(詳細仕様は、入札説明書による。)

(3) 納入期限

平成18年 3月20日 (月)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は、認めない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱 (昭和45年島根県告示第 4 号) 第 5 条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「10繊維類」中分類「(1)被服」に登録された者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(3) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年 1月13日から 1月19日までの間 (土曜、日曜及び休日を除く。)、上記 3 の(1)の場所において交付する。

なお、交付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 1月23日 (月) 午後 1 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階警友談話室

ウ 開札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

ア 平成18年1月19日午後4時までに「入札にあたり提出する書類等」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類等」は、入札説明書による。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年1月13日

島根県警察本部長 塩川 実喜夫

## 1 入札の内容

## (1) 入札の件名

モバイルパソコン・セキュリティ対策ツールの購入

## (2) 物品の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成18年2月15日

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電子通信機器」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年1月13日から1月18日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月23日(月) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階大会議室

ウ 開札 即時開札

### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額(入札金額に消費税等の額を加算した額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年1月13日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

### 1 入札の内容

(1) 入札の件名

放置駐車管理用携帯端末装置11式の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年2月28日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電子通信機器」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年1月13日から1月18日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月23日(月) 午後3時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は入札説明書による。

---

## 特 定 調 達 公 告

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年 1月13日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 件名

集合教育用運転シミュレーター式の購入

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

## 3 落札者を決定した日

平成17年12月14日

## 4 落札者の氏名及び住所

三菱プレジジョン株式会社 関西支社  
大阪市淀川区西中島6丁目1番15号

## 5 落札金額

38,955,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成17年11月4日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年 1月13日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 件名

島根県警察情報ネットワーク端末装置等賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

## 3 落札者を決定した日

平成17年12月19日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

5 落札金額

129,931,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年11月8日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第1号

島根県立古代出雲歴史博物館条例(平成17年島根県条例第59号)附則第4項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年1月13日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立古代出雲歴史博物館

2 指定管理者

松江市中原町49番地 ミュージアムいちばた(一畑電気鉄道・丹青社・近畿日本ツーリスト共同事業体)

代表 島根県松江市中原町49番地 一畑電気鉄道株式会社 代表取締役社長 大谷 厚郎

構成員 東京都台東区上野五丁目2番2号 株式会社 丹青社 代表取締役社長 渡辺 亮

東京都千代田区神田松永町19番の2 近畿日本ツーリスト株式会社 代表取締役社長 太田 孝

3 指定期間

平成18年4月1日から5年間

正 誤

平成17年12月13日付け島根県報第1,735号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第1,269号中	浜田市田橋町27番13地先から同町1332番2地先まで	浜田市田橋町1332番2地先から同町27番13地先まで
"	"	860.00	924.00
"	"	860.00	924.00
"	島根県告示第1,270号中	浜田市内田町325番4地先から同町1463番1地先まで	浜田市内田町1463番1地先から同町325番4地先まで